

平成 26 年 4 月から

申出により、
産前産後休業期間中の掛金が
免除 されます！！



★ 産前産後休業期間とは…次の①と②の重複する期間をいいます。

- ① 産前産後期間 … 出産日（出産の日が出産の予定日後である場合は、出産の予定日）以前 42 日（多胎出産の場合は 98 日）から、出産日後 56 日までの期間。
- ② 特別休暇の産前産後休暇 … 任命権者が特別休暇の産前産後休暇として承認した期間。

★ 平成 26 年 4 月 30 日以降に産前産後休業期間が終了する人が対象になります。

平成 26 年 4 月 1 日以前から産前産後休業されている方は、平成 26 年 4 月 1 日から産前産後休業を開始したものとみなして掛金免除の対象となります。ただし、免除対象期間が「産前産後休業の開始日の属する月から産前産後休業の終了日の翌日の属する月の前月まで」であることから、平成 26 年 4 月の途中に終了日がある方については免除の対象から外れますのでご注意ください。

なお、引き続き育児休業を開始する方は、育児休業の掛金免除の対象となります。

★ 掛金の免除を受けるためには、免除の申出が必要です。

申出の様式は、共済組合事務担当課に備えてあります。特別休暇の産前産後休暇を申請する際に、併せて掛金免除の申出も行いましょう。

※ 産前産後休業期間中の掛金免除期間の具体的な事例や申出方法など、詳細については、共済組合事務担当課、または、共済組合健康管理課にお問合せください。

＜お問合せ先 健康管理課 0776-52-7301＞